

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1536号)

平成30年11月22日

横情審答申第1536号

平成30年11月22日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年12月28日神政第1149号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託（その1）  
報告書のうち、羽沢南地域に関するもの」の開示決定に対する審査請求  
についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託（その1）報告書のうち、羽沢南地域に関係するもの」のみを特定し、開示とした決定は妥当ではなく、横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託（その2）報告書のヒアリングの調査結果のうち羽沢南を含む羽沢地域に関係する部分についても特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「神奈川区まちづくりプラン改定のために実施した基礎調査等（結果を含む）に関する文書のうち、羽沢南地域に関係する文書全部の開示を求める」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年11月29日付で「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託（その1）報告書のうち、羽沢南地域に関係するもの」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 開示請求書の記載内容から、平成27年度に業務委託により実施した神奈川区まちづくりプラン（横浜市都市計画マスタープラン・神奈川区プラン）（以下「神奈川区プラン」という。）改定のための基礎調査の成果物である横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託（その1）報告書（以下「報告書（その1）」という。）のうち、羽沢南地域に関係するページを本件審査請求文書として特定した。
- (2) 神奈川区プランは、行政単位である区の将来像やまちづくりを進めていく上での基本的方針を示すものであることから、神奈川区プラン改定に係る基礎調査では、既存のまちづくりに関する意識調査結果や人口動態・土地利用現況等のデータを活用し、分野別で区域全体を網羅的に調査・分析している。そのため、個別地域ごとの単位ではなく、羽沢南地域も含めた区内全域が調査の対象である。

- (3) 基礎調査の時点で、意見募集を実施しておらず、ワークショップは開催していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件開示請求どおりの開示を求める。
- (2) 請求する文書と合致したものでない。
- (3) 基礎調査については、地域住民の意見募集やワークショップの開催等で地域の現状把握と将来展望に関する情報を集め整理したものなど根拠となる文書があるはずである。

#### 5 審査会の判断

- (1) 神奈川区プラン改定に係る事務について

ア 横浜市都市計画マスタープランは、横浜市の都市計画に関する長期的な基本的方針であり、上位計画である横浜市基本構想（長期ビジョン）（平成18年策定）等に即して定められる。その構成は、全体構想と地域別構想を基本とし、地域別構想として区プラン及び地区プランの2種類を設けている。全体構想は横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）として平成12年に策定され、平成25年に改定されている。神奈川区では、区プランとして神奈川区プランが平成15年に策定された。なお、神奈川区では、地区プランは策定されていない。

神奈川区プランは策定から10年以上が経過しており、この間には社会経済状況が変化するとともに、横浜市基本構想（長期ビジョン）の策定や全体構想の改定があった。これらの状況を踏まえ、神奈川区総務部区政推進課では平成27年度から神奈川区プランの改定に向けて事務を進めている。

イ 神奈川区プラン改定業務は、平成27年度に基礎調査及び課題抽出、平成28年度に改定素案作成、平成29年度に改定素案公表、意見募集及び都市計画審議会への報告並びに平成30年度に改定原案公表、意見募集、都市計画審議会への付議、改定神奈川区プランの確定及び告示をする流れとなっている。

- (2) 本件審査請求文書について

本件に係る開示請求書の記載等から本件開示請求の対象行政文書は、神奈川区プラン改定のために実施した基礎調査等に関する文書（以下「本件基礎調査等文書」

という。)のうち羽沢南地域に関係する部分であると解される。実施機関は、平成27年度に業務委託により実施した神奈川区プラン改定のための基礎調査の調査結果である報告書(その1)を本件基礎調査等文書であると解し、このうち羽沢南地域に関係するページを本件審査請求文書として特定し、開示している。

(3) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

ア まず、本件基礎調査等文書について、当審査会で平成30年9月28日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 実施機関では、平成27年度に委託業者が現状分析、課題抽出及び将来像の検討等のために行った調査を基礎調査と位置付けているため、その結果である報告書(その1)を本件基礎調査等文書であると解した。

(イ) 平成28年度には、業務委託により、改定素案の作り込みに係る資料として、横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン改定業務委託(その2)報告書(以下「報告書(その2)」という。)を作成している。報告書(その2)には、羽沢南地域に特化するものではないが、羽沢南を含む羽沢地域に関するヒアリングの調査結果が記載されている。しかし、このヒアリング調査は、基礎調査という位置付けで行った調査ではないため、報告書(その2)のヒアリングの調査結果は本件基礎調査等文書には含まれないと判断した。

(ウ) 以上のことから、本件基礎調査等文書は報告書(その1)のみであり、このほかに審査請求人の求めるような文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、本件基礎調査等文書について、次のように判断する。

(ア) 実施機関は、前述のとおり、平成27年度に行われた調査を基礎調査と位置付けている。しかしながら、一般的には、基礎調査とは、実施機関の主張する平成27年度の調査のみではなく、神奈川区プラン改定のための基礎となる調査全般を指すものと考えるのが自然である。

また、審査請求人は、開示請求書に「神奈川区まちづくりプラン改定のために実施した基礎調査等・・・」と記載しており、必ずしも基礎調査に限定した文書のみを求めていると解することはできない。

以上のことから、本件基礎調査等文書とは、実施機関が基礎調査と位置付ける文書のみではなく、神奈川区プラン改定のために実施した調査全般に関する

文書であると解すべきである。

なお、実施機関に確認したところ、報告書（その１）に係る基礎調査及び報告書（その２）に係るヒアリング調査以外に神奈川区プラン改定のために実施した調査はないとのことであった。

- (イ) 当審査会において前述の報告書（その２）を見分したところ、実施機関の説明のとおり、区内まちづくり関連の活動団体へのヒアリングの調査結果として羽沢南を含む羽沢地域や羽沢新駅に関する記載があることを確認できた。また、報告書（その２）のヒアリングの調査結果以外の部分は素案の作り込みに係る文書であり、調査に関する文書ではなかった。

したがって、報告書（その２）のヒアリングの調査結果については本件基礎調査等文書に含まれると解すべきであり、実施機関は、このうち羽沢南を含む羽沢地域に関する部分も対象行政文書として特定すべきであった。

- ウ 次に、審査請求人は、審査請求書において、基礎調査では、地域住民からの意見募集の実施やワークショップの開催等により地域の現状把握と将来展望に関する情報を集め、整理しているはずであり、これらに係る文書の開示を求めると主張しているため、この点について検討する。

- (ア) この点について、実施機関に確認したところ、今回の神奈川区プランの改定は全面改定ではなく、現行の区プランの策定の際に開催したまちづくりプラン検討委員会やワークショップによってまとめられた方針を極力尊重し、時点修正を主眼に作業を進めているため、今回の改定にあたっては基礎調査としての地域住民の意見募集は実施しておらず、ワークショップ等は開催していないとのことであった。

- (イ) そこで、ワークショップ等の開催の必要性について確認するため、横浜市都市計画マスタープラン区プランの改定及び地区プランの策定又は改定をする際の方針として定められている横浜市都市計画マスタープラン地域別構想に関する方針（平成25年11月1日都地ま第1448号）を当審査会において確認したところ、市民意見の反映の項において「ア 既存のまちづくりに関する意識調査の結果や様々な広聴手段によって把握している市民の意見を反映する。イ 区プランについては、地域との対話の場などを活用し、将来を展望したまちづくりについての市民意見の反映に努めるものとする。ウ 地区プランについては、地域と話し合いをしながら、地域の課題や特性に応じて参加手法を工夫し、市

民意見を反映する。」とされていた。このことから、区プランの改定にあたっては、ワークショップ等の開催により地域との対話の場を活用して市民意見を反映することは必須とはされておらず、市民意見の反映方法は区ごとに異なると解するのが相当である。

したがって、今回の改定にあたってワークショップ等を開催していないとの実施機関の説明は、不合理とはいえ、開催されていない以上、これに関係する文書は存在しないものと考えられる。

(ウ) なお、基礎調査に限定しないのであれば、本件開示請求の後、平成29年11月8日から平成29年12月22日までの期間で改定素案に対する意見募集を、また、平成30年7月11日から平成30年7月27日までの期間で改定原案に対する意見募集を実施したとのことであった。しかし、これら2回の意見募集は本件開示請求の後に実施されたものであるため、本件開示請求の対象に含まれない。

エ 次に、当審査会において報告書（その1）を見分したところ、出典の記載のないデータにより現況分析や課題抽出を行っている部分があった。仮に、報告書（その1）を作成する過程で新たに実施した調査があるとするれば、その調査に関する文書は本件基礎調査等文書に含まれると考えられる。

しかし、この点を実施機関に確認したところ、報告書（その1）の現況分析や課題抽出は、出典の記載のないものについても、出典の記載は省略したが、既存の統計資料等を活用して作成しており、新たに行った調査はないとのことであった。

オ 最後に、審査請求人は、審査請求書において、本件審査請求文書は請求した文書と合致するものではないとも主張している。しかし、報告書（その1）は神奈川区プラン改定のために実施した基礎調査の結果をまとめたものであり、現況分析・調査と課題の抽出、改定箇所のリストアップ、まちの将来像の検討、改定方針の作成及び改定素案の作成準備等で構成されている。現況分析・調査では羽沢南地域を含む神奈川区全域の様々なデータが記載されており、課題の抽出や将来像の検討等では神奈川区全域や羽沢新駅に関する課題や検討事項が記載されていた。したがって、実施機関が本件審査請求文書を対象行政文書として特定したことは不合理とはいえない。

カ 以上のことから、実施機関が本件審査請求文書を特定したことは妥当であるが、報告書（その2）のヒアリングの調査結果のうち羽沢南を含む羽沢地域に係る

る部分についても、対象行政文書として特定すべきであった。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、本件審査請求文書のみを特定し、開示とした決定は妥当ではなく、報告書（その2）のヒアリングの調査結果のうち羽沢南を含む羽沢地域に関係する部分についても対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年12月28日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成30年1月18日 (第226回第三部会) 平成30年1月19日 (第329回第二部会) 平成30年1月23日 (第311回第一部会)	・諮問の報告
平成30年8月2日 (第341回第二部会)	・審議
平成30年8月24日 (第342回第二部会)	・審議
平成30年9月14日 (第343回第二部会)	・審議
平成30年9月28日 (第344回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成30年10月12日 (第345回第二部会)	・審議
平成30年10月26日 (第346回第二部会)	・審議